

入札公告

平成24年8月17日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

無線式接近警報・監視装置 一式の購入

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の製造」又は「物品の販売」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成24年9月14日（金）10時30分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

4 仕様書に対する質問等

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

- (1) 受付期間及び方法
平成24年8月29日（水）17時00分まで
FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (2) 受付先
住所：東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係
電話：042-491-4512（内線229）
FAX：042-491-7846
- (3) 回答
平成24年8月31日（金）までに回答する。
なお、当研究所は8月20日（月）から8月24日（金）まで一斉閉所期間のため、この間の対応はできないので留意すること。

5 その他

- (1) 入札保証金に関する事項
入札保証金の納付を免除する。
- (2) 入札の無効
上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要。
- (4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

- 1 競争に付するもの
無線式接近警報・監視装置 一式の購入
- 2 業務の内容・規格・数量
仕様書のとおり
- 3 納入期限及び場所
期限 平成25年1月31日
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
機会安全システム実験棟 流体制御室
- 4 支払条件
物品納入の確認をもって支払うものとする。
- 5 入札心得
 - (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
 - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
 - (3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）
 - (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
 - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
 - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）
 - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
 - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
 - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格及び仕様書8に記載している証明書類を平成24年9月12日（水）までに提出しなければならない。

7 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせして下さい。

電話 042-491-4512（内線229） 松下、水落

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「無線式接近警報・監視装置 一式」

2 金 額 ￥ — (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 4 年 月 日

入札者 住 所
会 社 名
代表者名
代理人名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「無線式接近警報・監視装置 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

無線式接近警報・監視装置 仕様書

1. 品名及び概要

品名：無線式接近警報・監視装置

概要：無線通信により人の存在を通報する警報装置及び警報装置の正常動作を確認する状態監視装置

2. 使用目的

微弱無線通信を用いてフォークリフトの安全な運搬作業を支援するための作業支援装置として利用する。警報装置はフォークリフトの一定範囲内にいる作業者の存在をフォークリフトの運転者に無線で情報伝達することにより、接触や衝突などの危険性を回避する装置として利用する。監視装置は警報装置の誤作動や不作動などの故障を検知して作業支援装置に異常がないかを確認する装置として利用する。

3. 主な諸元と機能

- (1) 構成機：警報機（短距離・長距離用の2種類、各々1台）、監視機（1台）で構成する。
- (2) 寸法：手のひら大程度（煙草ケース程度が望ましい）を目安とする。
- (3) 警報機（短距離用，長距離用の2種類とも共通）：
 - ① 標識信号（識別子と危険情報）を受信する。
 - ② 存在信号（識別子と状態情報）を送受信する。
 - ③ 動作中は光（LED 青又は緑が望ましい）で稼働を呈示する。
 - ④ 標識信号を受信した場合は音と光（LED 赤）で警報を呈示し、存在信号を発信する。
 - ⑤ ノイズを受信した場合は音と光（LED 黄色又は橙が望ましい）で注意報を呈示する。
- (4) 監視機：
 - ① 標識信号（危険情報など）の存在の有無を監視する。
 - ② 動作中は光（LED 青又は緑が望ましい）で稼働を呈示する。
 - ③ 標識信号の異常を検出した場合は、音と光（LED 赤）で異常を呈示す

るとともに、存在信号で異常を発信する。存在信号の状態情報で異常を示す。

- (5) 通信：フォークリフトが複数稼働する環境下で微弱無線の通信が確立する。
- (6) 周波数帯：標識信号と存在信号の無線通信は異なる周波数帯を利用する。
- (7) 設置：警報機は人が作業服などで携行し、監視機はフォークリフトに設置する。
- (8) 電力確保：無線充電式で充電後 4 時間以上（8 時間が望ましい）動作する。

4. 無線通信性能

(1) 標識信号受信：

警報機は当研究所で指定する 30kHz 帯の ASK 方式で変調された標識信号を受信する。短距離用の警報機は標識信号に対して 1m 以上 5m 以内の設定値で反応し、設定値より離れている場合には反応しない。長距離用は標識信号に対して 5m 以上 15m 程度(20m が望ましい)内の設定値で反応し、設定値より離れている場合には反応しない。設定値は 0.5m 単位で変更可能であること。通信間隔は 100msec 以下で設定可能であること。アンテナ特性は無指向性、あるいは、180 度以上の広角な反応領域となるように設計されていること。

(2) 存在信号送受信：

警報機は当研究所で指定する 300MHz 帯の FSK 方式で変調された存在信号を送受信する。警報機同士で 10m 以上の双方向通信が可能であること。通信間隔は 30sec 以内での設定値で指定できること。通信間隔の設定値は 1sec 以下で変更できること。

(3) 通信監視：

監視機は定期間隔で標識信号の受信確認をすることで通信障害を検出し、標識信号の受信を確認できない場合は、音と光で異常を表示するとともに、存在情報を生成して異常を通知する。

5. 納期

平成 25 年 1 月 31 日

6. 納品場所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
機械安全システム実験棟 流体制御室

7. 保証と保守

保証：当研究所の過失による場合を除き 1 年間無償保証。

保守：故障の連絡後、2 営業日以内に対応できること。

8. 証明書類について

本仕様書の仕様を全て満たすことを証明する書類（確約書又は設計書等）を、平成 24 年 9 月 12 日（水）までに提出すること。

9. 概略図

